

8－3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成29年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①＋②
	製造場 (課税)	製造場の 支 店 等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ 0	kℓ 579	kℓ 10,984	kℓ 3,984	kℓ 450	kℓ 19,493	kℓ 17,687	kℓ 1,923	kℓ 18,135
合 成 清 酒	－	－	6	14	0	682	661	54	662
連 続 式 蒸 留 焼 酎	－	－	50	133	20	10,653	6,461	769	6,480
単 式 蒸 留 焼 酎	0	－	77	27	11	11,823	9,034	1,432	9,046
み り ん	－	－	6	12	1	2,324	2,279	192	2,280
ビ ー ル	－	－	98	205	74	141,052	64,050	3,634	64,124
果 実 酒	－	－	87	55	31	6,937	5,571	1,725	5,601
甘 味 果 実 酒	X	X	X	X	X	168	X	39	162
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	4,885	X	366	2,582
ブ ラ ン デ ー	X	X	X	X	X	200	X	43	153
発 泡 酒	－	－	3	26	51	39,350	19,801	1,365	19,851
原料用アルコール・スピリッツ	X	X	X	X	X	22,333	X	782	10,676
リ キ ュ ー ル	－	1	314	70	20	94,911	46,528	3,255	46,550
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	24,438	X	648	12,583
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	0	580	11,640	4,532	662	379,243	198,224	16,225	198,887

調査期間等：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平 成 24 年 度	19,974	829	15,981	68,618	96,093	201,494
平 成 25 年 度	19,852	727	16,505	66,735	99,242	203,061
平 成 26 年 度	19,395	763	15,740	64,759	97,815	198,475
平 成 27 年 度	20,145	733	15,816	65,887	98,301	200,882
平 成 28 年 度	18,135	662	15,526	64,124	100,438	198,887

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発 泡 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	そ の 他	合 計	税務署名
富 山	kℓ 2,278	kℓ 78	kℓ 975	kℓ 1,099	kℓ 319	kℓ 8,656	kℓ 915	kℓ 18	kℓ 417	kℓ 15	kℓ 2,632	kℓ 1,575	kℓ 6,656	kℓ 1,543	kℓ 27,176	富 山
高 岡	1,866	47	759	1,028	230	6,799	643	12	346	14	2,516	1,908	6,030	1,201	23,397	高 岡
魚 津	1,412	42	648	515	100	5,684	309	8	213	6	1,584	829	3,499	1,038	15,885	魚 津
砺 波	1,051	11	276	305	75	2,294	144	3	78	4	689	410	1,773	459	7,574	砺 波
富 山 県 計	6,607	178	2,658	2,947	724	23,433	2,011	41	1,054	39	7,421	4,722	17,958	4,241	74,032	富 山 県 計
金 沢	3,262	109	1,120	1,595	511	13,291	1,354	55	593	55	3,019	1,729	8,532	2,065	37,290	金 沢
七 尾	845	29	288	463	91	2,538	133	3	86	4	751	366	1,489	801	7,887	七 尾
小 松	1,271	76	582	691	163	4,493	554	10	164	9	1,359	816	3,770	1,030	14,987	小 松
輪 島	711	9	186	263	29	1,376	111	1	39	4	377	157	742	447	4,452	輪 島
松 任	1,030	26	358	460	136	2,910	362	7	151	7	1,102	553	3,137	643	10,883	松 任
石 川 県 計	7,119	249	2,534	3,472	930	24,608	2,514	76	1,033	79	6,608	3,621	17,670	4,986	75,499	石 川 県 計
福 井	1,755	124	510	1,047	309	7,327	612	24	235	17	2,200	948	4,624	1,222	20,955	福 井
敦 賀	530	23	184	349	66	1,845	104	5	62	4	737	323	1,409	437	6,079	敦 賀
武 生	911	38	263	508	109	2,868	158	8	82	6	1,266	436	2,134	707	9,495	武 生
小 浜	290	12	64	196	31	1,165	49	1	27	2	332	149	666	204	3,189	小 浜
大 野	400	10	84	184	40	1,083	47	3	25	2	435	139	643	284	3,379	大 野
三 国	523	28	183	343	71	1,795	106	4	64	4	852	338	1,446	502	6,259	三 国
福 井 県 計	4,409	235	1,288	2,627	626	16,083	1,076	45	495	35	5,822	2,333	10,922	3,356	49,356	福 井 県 計
総 計	18,135	662	6,480	9,046	2,280	64,124	5,601	162	2,582	153	19,851	10,676	46,550	12,583	198,887	総 計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8－4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒 類 の 種 類		前年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 許 取消場数	免 許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のための 免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
						6 kℓ未満	6 kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計(A)					
清	酒	場 107	場 1	場 2	場 1	場 12	場 7	場 37	場 9	場 3	場 8	場 5	場 1	場 2	場 -	場 -	場 21	場 105	場 6	場 103	者 内 6	者 105	
合 成 清	酒	3	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	内 -	3	
連 続 式 蒸 留 焼 酎		5	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	5	2	1	内 2	5	
単 式 蒸 留 焼 酎		11	-	-	-	4	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5	11	3	2	内 3	11	
み り ん		4	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	-	-	内 -	4	
ビ ー ル		12	1	-	1	2	-	2	1	2	-	-	-	-	-	-	5	12	4	6	内 4	12	
果 実 酒		13	1	-	1	3	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	4	13	5	6	内 5	13	
甘 味 果 実 酒		5	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	5	2	1	内 2	5	
ウ イ ス キ ー		2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	内 1	2	
ブ ラ ン デ ー		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	内 1	1	
原 料 用 ア ル コ ー ル		3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	内 -	3	
発 泡 酒		11	2	-	1	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	5	12	1	4	内 1	12	
そ の 他 の 醸 造 酒		18	1	-	1	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	18	2	11	内 2	18	
ス ビ リ ッ ツ		9	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	9	2	-	内 2	9	
リ キ ュ ー ル		44	1	2	1	16	3	5	-	-	1	-	-	-	-	-	17	42	4	5	内 4	42	
粉 末 酒		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-		
雑 酒		7	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	3	-	内 3	6	
合 計		255	7	4	7	60	15	52	11	8	9	5	1	2	-	-	88	251	36	139	内 36	251	
各酒類を 通じたもの	平 成 26 年 度					27	8	46	8	9	9	6	-	2	-	-	22	137	8		内 8	137	
	平 成 27 年 度					29	8	47	7	10	10	6	-	2	-	-	19	138	9		内 8	135	
	平 成 28 年 度					29	9	45	10	7	10	5	1	2	-	-	21	139	8		内 8	137	

調査対象等：平成29年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成28年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	う ち 実蔵置場数
	自 己 の 製造した 酒 類 の び ん 詰	共同の び ん 詰 場			設 置 可 を受け たもの	設 置 可 を受け ないもの		
清 酒	場 -	場 -	場 -	場 10	場 14	場 -	場 24	場 24
合 成 清 酒	-	-	-	9	-	-	9	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	-	-	-	10	-	-	10	-
単 式 蒸 留 焼 酎	-	-	-	10	7	-	17	1
み り ん	-	-	-	10	2	-	12	-
ビ ー ル	-	-	-	11	1	-	12	1
果 実 酒	-	-	-	10	1	-	11	1
甘 味 果 実 酒	-	-	-	9	-	-	9	-
ウ イ ス キ ー	-	-	-	10	-	-	10	1
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	9	-	-	9	-
原 料 コ ー 用 ア ル	-	-	-	8	-	-	8	-
発 泡 酒	-	-	-	9	-	-	9	-
そ の 他 の 醸 造 酒	-	-	-	9	2	-	11	-
ス ビ リ ッ ツ	-	-	-	9	-	-	9	-
リ キ ュ ー ル	-	-	-	9	9	-	18	-
粉 末 酒	-	-	-	8	-	-	8	-
雑 酒	-	-	-	9	-	-	9	-
合 計	-	-	-	159	36	-	195	28
う ち 実 蔵 置 場 数	-	-	-	11	17	-	28	

調査対象等： 酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点： 平成29年3月31日

用語の説明： 1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。
2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数	
製 造 場 数	基 数
1	1

酒母及びもろみの製造場数		
区 分	製造場数	
		うち休場数
	場	場
酒 母	4	0
も ろ み	15	10

(3) 販売業免許場数

区 分		本 年 度 末 販 売 場 数 (A)			(A) のうち 1 年以上引続き 休 止 している 販 売 場 数	本 年 度 末 販 売 業 者 数
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販 売 方 法 に 条件が付されて いないもの	計		
販卸 売売 方に 法限 に る 条 旨 件 の が 条 付 件 さ が れ 付 て い な れ て い る も の 及 び の	全 酒 類	26	146	172	9	44
	ビ ー ル	5	8	13	2	3
	洋 酒	1	19	20	-	4
	輸 出 入 酒 類	6	18	24	-	15
	店 頭 販 売 酒 類	-	1	1	-	-
	協 同 組 合 員 間 酒 類	-	-	-	-	-
	自 己 商 標 酒 類	1	21	22	-	5
	自製酒類	清 酒 ・ み り ん	3	5	8	3
		合 成 清 酒 ・ 焼 酎	-	-	-	-
		ビ ー ル	1	2	3	-
		洋 酒	-	-	-	-
		計	4	7	11	3
	期 限 付	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 酒 類	1	2	3	-	1
	合 計	44	222	266	11	75
	合 計 の ち	小売業者の共同購入機関	5	4	9	9
		卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-
		製造者の共同販売機関	2	-	2	2
販の 売条 方件 法に 付に さ小 売に 限る も 旨の	全 酒 類	一 般 の も の		4,968	57	3,018
		期 限 付		-	-	-
		特 殊 の も の		4	-	1
		計		4,972	57	3,019
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の		154	5	118
		期 限 付		-	-	-
		特 殊 の も の		25	6	21
		通 信 販 売 だ け の も の		46	-	32
		計		225	11	171
	合 計			5,197	68	3,190
媒 介 業				21	-	4
代 理 業				-	-	-

調査時点：平成29年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税 務 署 名	製 造																												免 許												場 数												販 売 業 免 許 場 数				税 務 署 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	清 酒				合 成 清 酒				連 続 式 蒸 留 焼 酎				単 式 蒸 留 焼 酎				み り ん				ビ ー ル				果 実 酒				甘 味 果 実 酒				ウ イ ス キ ー				ブ ラ ン デ ー				原 料 用 ア ル コ ー ル				発 泡 酒				そ の 他 の 醸 造 酒				ス ピ リ ッ ツ					リ キ ュ ー ル				粉 末 酒				雑 酒				合 計				酒 類 卸 売 業				酒 類 小 売 業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数		免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数	免 許 場 数	製 造 場 数

(注) 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。